

ご注意

記入例A

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書

特別徴収継続

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。また、前勤務先で個人事業主の職を辞した場合は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。出前予定の方の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いいたします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め、市民税・県民税納税管理入申告（承認申請書）を提出するようお願いいたします。

令和3年12月5日提出	住所(居所)又は所在地 〒379-2121 前橋市小屋原町1234番地5
(宛先) 前橋市長	フリガナ マルバツ カブシキガイシャ
	氏名又は名称 ○ × 株式会社
	代表者の職氏名 代表取締役 利根川 太郎
	個人番号又は法人番号 1234567890123

給与所得者		
受給者番号(整理番号)	フリガナ	マエバシ ジロウ
1	氏名	前橋 次郎 (旧姓)
	生年月日	昭和 平成 60年1月1日
	個人番号	123456789012
	1月1日現在の住所	前橋市西片貝町一丁目1
	給与の支払を受けなくなった後の住所	東京都千代田区青柳一丁目1番1号
特別徴収税額(年税額)	(ア) 特別徴収税額	(イ) 徴収済額
	円 160,000	円 80,200
		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 79,800

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先で記入しないでください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額

理由	月割額	徴収予定額
1 異動が令和 年 12月 31日まで申し出があったため (月 日申出)	円	円
2 異動が令和 年 1月 1日以降で、特別徴収の希望がないため	円	円

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	0 5 2 0 7 2 1 (新規)	連辞先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課 人事係
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒102-8699 東京都千代田区赤坂一丁目1番1号	氏名	榛名 一郎
フリガナ	バツマル カブシキガイシャ	電話	03-XXXX-XXXX (内線)
氏名又は名称	× ○ 株式会社		
代表者の職氏名	代表取締役 坂東 三四郎		
法人番号	1111122223333		

新しい勤務先では

月割額 13,300 円を 12 月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。

納入書 (要 不要)

※ 処前 欄市	1 現年度	2 新年度	3 両年度
特別徴収義務者番号	0 9 0 1 0 0 8		
宛名番号	1		
担当者連絡先	課・係	総務課 経理係	
	氏名	赤城 美子	
	電話	027-224-1111 (内線 1111)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収		
1 退職	1~3のいずれかに必ず○をしてください		
2 転職	① 特別徴収継続 (税額を引き継いでください)		
3 退職	2 一括徴収 ※1月以降は必須		
4 退職			
5 退職			
6 退職			
7 退職			
8 退職			
9 退職			
	特別徴収を新勤務先で引き続き行う場合には、税額を引き継いでください。		
1 (普A)	総従業員数が2人以下		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円
2 (普B)	他の事業所で特別徴収		円
3 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が96万5千円以下)		控 除 社 会 保 険 料 額 円
4			
5			

新勤務先で特別徴収を開始する月とその月割額を記入します。

【提出先】〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 財務部 市民税課 特別徴収係
※不足する場合は、複写(コピー)してご使用ください。